

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、定期監査の結果に基づく措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和 3 年 7 月 14 日

那珂川市監査委員 和志武 三樹男  
那珂川市監査委員 上野 彰

記

1 令和 2 年度定期監査  
監査結果及び措置状況

令和 2 年 8 月 11 日付け 2 那監第 672 号 (福祉課分)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 地域福祉会館外装等改修工事設計監理業務委託について 業務委託契約の履行期間「令和元年 8 月 26 日から令和元年 12 月 31 日まで」が契約変更によって、「令和元年 8 月 26 日から令和 2 年 3 月 31 日まで」に変更されたが、消費税相当額は 8% のままとなっている。 令和元年 10 月 1 日から消費税率等が 10% に引き上げられており、消費税の適正な転嫁を行うべきである。</p>	<p>1 地域福祉会館外装等改修工事設計監理業務委託について ご指摘を受けまして、速やかに改正法に基づく消費税の適正な転嫁を行いました。 今後は、契約事務に際し、仕様書、契約金額等の確認を徹底し、適正な事務処理を行ってまいります。</p>